

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 8 年 3 月 2 6 日

新潟市長 中原八一

新潟市条例第 1 2 号

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

新潟市番号利用法に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成 27 年新潟市条例第 5.0 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 のうち 1 の項を次のように改める。

1	削除	
---	----	--

別表第 1 のうち 2 の項中「地方税関係情報」の次に「（地方税法（昭和 25 年法律第 26 号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報をいう。以下同じ。）」を、「住民票関係情報」の次に「（住民基本台帳法（昭和 42 年法律第 81 号）第 7 条第 4 号に規定する事項をいう。以下同じ。）」を加え、

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する情報（以下「外国人生活保護措置関係情報」という。）であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）による支援給付又は配偶者支援金（以下「中国残留邦人等支援給付等」という。）の支給に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち3の項中

住民票関係情報であって規則で定めるもの  
介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの  
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの  
介護保険給付等関係情報（介護保険法（平成9年法律第123号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報をいう。以下同じ。）であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち4の項及び5の項中

住民票関係情報であって規則で定めるもの  
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち6の項中

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち7の項から10の項までの規定中

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち11の項及び12の項中

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち13の項中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
-------------------------

に改め、

同表のうち14の項から17の項までの規定中

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
------------------------------

に改め、

同表のうち18の項から22の項まで、24の項、25の項及び27の項の規定中

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

「

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち 28 の項中

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち 30 の項から 33 の項までの規定中

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

介護保険給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち 34 の項中

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち35の項中

住民票関係情報であって規則で定めるもの

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

住民票関係情報であって規則で定めるもの

に改め、

同表のうち36の項中

外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

医療保険給付関係情報であって規則で定めるもの

を

医療保険給付関係情報（健康保険法（大正11年法律第70号）、船員保険法（昭和14年法律第73号）、私立学校教職員共済法（昭和28年法律第245号）、国家公務員共済組合法（昭和33年法律第128号）、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）、地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報をいう。）であって規則で定めるもの

に改める。

別表第2のうち3の項を次のように改める。

3	削除			
---	----	--	--	--

別表第2のうち4の項中「特別児童扶養手当関係情報」の次に「（特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）による特別児童扶養手当の支給に関する情報をいう。）」を加え、

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
外国人生活保護措置関係情報であって規則で定めるもの

を

」

「

中国残留邦人等支援給付等関係情報であって規則で定めるもの
------------------------------

に改める。

」

#### 附 則

この条例は、令和8年4月1日から施行する。